

財務省、厚生労働省、
農林水産省、環境省、
国土交通省、令第二号

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第七号）第四条第一項及び第八条第三項並びに特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十四号）第九条、第十一条第二号、第十一条の二及び別表第三の規定に基づき、並びに同法を実施するため、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年三月七日

財務大臣 谷垣 禎一

厚生労働大臣 尾辻 秀久

農林水産大臣 島村 宜伸

経済産業大臣 中川 昭一

国土交通大臣 北側 一雄

環境大臣 小池百合子

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則（昭和四十六年
大蔵省、農林省、厚生省、通商産業省、令第三
運輸省、

号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第九号中「騒音関係公害防止管理者」を「騒音・振動関係公害防止管理者」に改め、同項第十二号を削り、同項第十三号中「別表第三の十三の項の中欄」を「別表第三の十二の項の中欄」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十四号を同項第十三号とする。

第五条第二号ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合であつて、工場相互間の距離、生産工程上の関連、指揮命令系統、当該工場の維持管理について権限を有する者の状況その他の主務大臣が定める基準を満たし、一人の公害防止管理者が二以上の工場の公害防止管理者となつてもその職務を遂行するに当たつて特に支障がないときは、この限りでない。

イ 一の特定事業者が設置する複数の工場において、同一人を公害防止管理者として選任する場合

ロ 特定事業者及び当該特定事業者の子会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二

第一項（有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第二十四条第一項において準用する場合を含む）。

以下この号において同じ。）、の子会社及び商法第二百十一条ノ二第三項（有限会社法第二十四条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により子会社となる会社をいう。以下この号において同じ。）、当該特定事業者を子会社とする親会社（商法第二百十一条ノ二第一項の親会社及び同条第三項の規定により親会社となる会社をいう。以下この号において同じ。）又は当該親会社の子会社（当該特定事業者を除く。）が設置する複数の工場において、同一人を公害防止管理者として選任する場合

八 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）第三条第一項第一号に掲げる事業協同組合、同項第二号に掲げる事業協同小組合若しくは同項第八号に掲げる商工組合又は水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二条に規定する漁業協同組合若しくは水産加工業協同組合でその地区が都道府県の区域を超えないものがその事業として公害防止管理者の資格を有する者に公害の防止に関する指導を行わせている場合において、当該組合の組合員（常時使用する従業員の数が、五十人以下のものに限る。）がその者を公害防止管理者として選任する場合

二 同一の業種に属する中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項

第一号に掲げる中小企業者をいう。)が共同で公害防止管理者の資格を有する者に公害の防止に関する業務を行わせる場合において、当該中小企業者(常時使用する従業員の数が、五十人以下のものに限る。)がその者を公害防止管理者として選任する場合

第八条の次に次の一条を加える。

(令第九条の主務省令で定める要件)

第八条の二 令第九条の主務省令で定める要件は、ばい煙発生施設に係る公害防止管理者と当該ばい煙発生施設において発生するばい煙の処理工程に設置されている汚水等排出施設に係る公害防止管理者の選任につき同一人を選任する場合又はばい煙発生施設において発生するばい煙の処理工程と汚水等排出施設から排出される汚水若しくは廃液の処理工程が互いに独立している場合とする。

第十条の二第二項第三号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第十一条の次に次の四条を加える。

(技術士の選択科目)

第十一条の二 令別表第三の一の項の下欄第一号、三の項の下欄第六号、五の項の下欄第一号、七の項の下

欄第一号、九の項の下欄第二号、十の項の下欄第三号又は十二の項の下欄第一号の主務省令で定める選択科目は、別表第二の二の上欄に掲げる規定ごとに、同表の中欄に掲げる技術部門について、同表の下欄に掲げる選択科目とする。

（計量士の区分）

第十一条の三 令別表第三の一の項の下欄第二号又は九の項の下欄第三号の主務省令で定める区分は、それぞれ計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）第五十条第一号又は第二号に規定する区分とする。

（衛生管理者の免許の種類及び業務）

第十一条の四 令別表第三の二の項の下欄第一号、九の項の下欄第一号又は十の項の下欄第一号の主務省令で定める種類の免許は、労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）別表第四の上欄に掲げる衛生工学衛生管理者免許とし、同表の二の項の下欄第一号、九の項の下欄第一号又は十の項の下欄第一号の主務省令で定める業務は、それぞれ労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第十八条第九号、同条第六号若しくは第八号又は同条第四号に掲げる業務とする。

(作業主任者の免許の種類)

第十一条の五 令別表第三の三の項の下欄第四号又は四の項の下欄第二号の主務省令で定める種類の免許は、それぞれ労働安全衛生規則別表第四の上欄に掲げる特級ボイラー技士免許又は一級ボイラー技士免許とする。

第十三条第二項中「環境大臣」の下に「(指定試験機関が試験事務を行う場合にあつては、指定試験機関第十五条の二、第十六条及び第十七条第一項において同じ。)」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第十五条第二項中「国家試験」の下に「(指定試験機関がその試験事務を行うものを除く。)」を加え、「(指定試験機関が試験事務を行う場合にあつては、直接指定試験機関に)」を削り、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 指定試験機関がその試験事務を行う国家試験を受けようとする者は、当該指定試験機関が定めるところにより、受験願書を当該指定試験機関に提出しなければならない。

第十五条の次に次の一条を加える。

(国家試験科目の免除)

第十五条の二 経済産業大臣及び環境大臣は、国家試験の一部の科目に合格した者に対しては、その合格した国家試験の行われた年の初めから三年以内にその合格した国家試験と同一の区分に係る国家試験を受けるときは、その者の申請により、その合格した科目を免除する。

2 経済産業大臣及び環境大臣は、別表第三の上欄に掲げる区分の国家試験を受けようとする者であつて、他の区分の国家試験に合格した者にあつては、その者の申請により、当該区分の国家試験の科目と同一の科目を免除する。

第十八条第一項中「同表の一の項又は五の項にあつては、それぞれ当該各項の下欄に規定する技術士。」を削る。

第十九条第二項第一号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第三十七条第一項中「受験手数料」の下に「及び第十七条第三項に規定する再交付手数料」を加え、同条第二項を削る。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第十一条関係）

公害防止 管理者の 種類	学 歴 及 び 実 務 の 経 験	実 務 の 内 容	経 験 年 数
大気関係 第二種公 害防止管 理者、大 気関係第 三種公害 防止管理 者及び大 気関係第 四種公害	一 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学において薬学、工学又は化学の課程を修めて卒業したること。 二 学校教育法に基づく短期大学若しくは旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十号）に基づく専門学校において薬学、工学若しくは化学の課程を修めて卒業したること又は主務大臣がこれと同等以上で	ばい煙発 生施設又 はばい煙 を処理す るための 施設の維 持及び管 理	大気関係第二種公害防止管理者及び大気関係第四種公害防止管理者にあつては五年、大気関係第三種公害防止管理者にあつては七年

<p>水質関係 第二種公 害防止管</p>	<p>防止管理 者</p>	<p>一 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学において薬学、工学、化学又は農学（水産学</p>	<p>あると認める学力を有すること。</p> <p>三 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）に基づく中等学校を卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。</p> <p>四 前三号のいずれにも該当しないとき。</p>
<p>汚水等排 出施設又 は汚水等</p>		<p>水質関係第二種公害防止管理者及び水質関係第四種公害防止管理者にあつては三年、水質関係第三種</p>	<p>大気関係第二種公害防止管理者及び大気関係第四種公害防止管理者にあつては七年、大気関係第三種公害防止管理者にあつては九年</p> <p>大気関係第二種公害防止管理者及び大気関係第四種公害防止管理者にあつては十年、大気関係第三種公害防止管理者にあつては十二年</p>

<p>理者、水 質関係第 三種公害 防止管理 者及び水 質関係第 四種公害 防止管理 者</p>	<p>を 含 み、 農 業 経 済 学 を 除 く。 以 下 同 じ。 の 課 程 を 修 め て 卒 業 し た こ と。</p>	<p>を 処 理 す る た め の</p>	<p>二 学校教育法に基づく短期大学若しくは旧専門学校令に基づく専門学校において薬学、工学、化学若しくは農学の課程を修めて卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。</p>	<p>を 処 理 す る た め の</p>	<p>二 学校教育法に基づく短期大学若しくは旧専門学校令に基づく専門学校において薬学、工学、化学若しくは農学の課程を修めて卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。</p>	<p>公 害 防 止 管 理 者 に あ つ て は 五 年</p>	<p>三 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令に基づく中等学校を卒業した事又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。</p>	<p>公 害 防 止 管 理 者 に あ つ て は 五 年</p>	<p>四 前三号のいずれにも該当しないとき。</p>	<p>公 害 防 止 管 理 者 に あ つ て は 五 年</p>	<p>水 質 関 係 第 二 種 公 害 防 止 管 理 者 及 水 質 関 係 第 四 種 公 害 防 止 管 理 者 に あ つ て は 七 年、 水 質 関 係 第 三 種 公 害 防 止 管 理 者 に あ つ て は 九 年</p>
--	--	--	---	--	---	--	--	--	----------------------------	--	---

	<p>騒音・振動関係公害防止管理者</p>	
<p>び水質関係第四種公害防止管理者にあつては十年、水質関係第三種公害防止管理者にあつては十二年</p>	<p>騒音発生 施設若しくは騒音を防止す</p>	<p>一 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学において薬学、工学又は化学の課程を修めて卒業したこと。 二 学校教育法に基づく短期大学若しくは旧専門学校令に基づく専門学校において薬学、工学若しくは化学の課程を修めて卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。 三 学校教育法に基づく高等学校若しくは</p>
<p>騒音発生 施設若しくは騒音を防止す</p>	<p>騒音発生 施設若しくは騒音を防止す</p>	<p>るための施設又は振動発生施設若しくは振動を防止す</p>
<p>三年</p>	<p>五年</p>	<p>七年</p>

	<p>旧中等学校令に基づく中等学校を卒業した たこと又は主務大臣がこれと同等以上で あると認める学力を有すること。</p>	<p>るための 施設の維 持及び管 理</p>	<p>十年</p>
<p>特定粉じ ん関係公 害防止管 理者及び 一般粉じ ん関係公 害防止管 理者</p>	<p>四 前三号のいずれにも該当しないとき。</p> <p>一 学校教育法に基づく大学（短期大学を 除く。）又は旧大学令に基づく大学にお いて薬学、工学又は化学の課程を修めて 卒業したこと。</p>	<p>特定粉じ ん発生施 設若しく は特定粉 じんを処 理するた めの施設 又は一般 粉じん発</p>	<p>三年</p>
	<p>二 学校教育法に基づく短期大学若しくは 旧専門学校令に基づく専門学校において 薬学、工学若しくは化学の課程を修めて 卒業したこと又は主務大臣がこれと同等 以上であると認める学力を有すること。</p>	<p>じんを処 理するた めの施設 又は一般 粉じん発</p>	<p>五年</p>

止管理者	ダイオキシン類関係公害防		
二 学校教育法に基づく短期大学若しくは	卒業したこと。	四 前三号のいずれにも該当しないとき。	三 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令に基づく中等学校を卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。
キシン類	ダイオキシン類発	理 持及び管 施設の維	生施設若しくは一般粉じんを処理するのための
五年	三年	十年	七年

<p>旧専門学校令に基づく専門学校において 薬学、工学若しくは化学の課程を修めて 卒業したこと又は主務大臣がこれと同等 以上であると認める学力を有すること。</p>	<p>を処理す るための 施設の維 持及び管 理</p>	
<p>三 学校教育法に基づく高等学校若しくは 旧中等学校令に基づく中等学校を卒業し たこと又は主務大臣がこれと同等以上で あると認める学力を有すること。</p>		<p>七年</p>
<p>四 前三号のいずれにも該当しないとき。</p>		<p>十年</p>

別表第二中「従事し、かつ、技術的業務に係る実務に十年以上」を削り、同表に次のように加える。

<p>三 学校教育法に基づく高等学校若しくは 旧中等学校令に基づく中等学校を卒業し たこと又は主務大臣がこれと同等以上で</p>	<p>ばい煙発生施設又はばい煙を処理するための施設の維持 及び管理並びに汚水等排出施設又は汚水等を処理するた めの施設の維持及び管理に係る実務にそれぞれ九年以上</p>
--	--

<p>あると認める学力を有すること。</p>	<p>従事したこと。</p>
<p>四 前三号のいずれにも該当しないとき。</p>	<p>ばい煙発生施設又はばい煙を処理するための施設の維持及び管理並びに汚水等排出施設又は汚水等を処理するための施設の維持及び管理に係る実務にそれぞれ十二年以上従事したこと。</p>

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第二の二（第十一条の二関係）

<p>令別表第三の一の項の 下欄第一号</p>	<p>技術部門</p>	<p>選択科目</p>
	<p>化学部門</p>	<p>全選択科目</p>
<p>金属部門</p>	<p>非鉄冶^ゃ金</p>	
	<p>鉄鋼生産システム 非鉄生産システム</p>	
<p>環境部門</p>	<p>環境保全計画</p>	

令別表第三の三の項の 下欄第六号								令別表第三の五の項の 下欄第一号	
機械部門		化学部門	金属部門	衛生工学部門	応用理学部門	環境部門	化学部門	上下水道部門	衛生工学部門
環境測定		動力エネルギー 熱工学	全選択科目	鉄鋼生産システム 非鉄生産システム	大気管理	物理及び化学	環境保全計画 環境測定	全選択科目	全選択科目
								水質管理	

	環境部門	環境保全計画 環境測定
令別表第三の七の項の 下欄第一号	化学部門 上下水道部門 衛生工学部門 農業部門 応用理学部門	全選択科目 全選択科目 水質管理 農芸化学 物理及び化学
令別表第三の九の項の 下欄第二号	環境部門 機械部門 応用理学部門	環境保全計画 環境測定 機械加工及び加工機 加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械 機械力学・制御 物理及び化学

令別表第三の十の項の 下欄第三号	環境部門	環境保全計画
	化学部門	環境測定
令別表第三の十二の項 の下欄第一号	衛生工学部門	化学装置及び設備
	環境部門	大気管理
	化学部門	環境保全計画
	環境部門	環境測定
	化学部門	全選択科目
	環境部門	環境保全計画
	環境部門	環境測定

別表第三及び別表第四を次のように改める。

別表第三（第十五条、第十五条の一関係）

試験	大気関係第一種公害防止管理者	1 公害総論
		2 大気概論

<p>試験</p> <p>大気関係第二種公害防止管理者</p>	<p>1 公害総論</p> <p>2 大気概論</p> <p>3 大気特論</p> <p>4 ばいじん・粉じん特論</p> <p>5 大気有害物質特論</p>
<p>試験</p> <p>大気関係第三種公害防止管理者</p>	<p>1 公害総論</p> <p>2 大気概論</p> <p>3 大気特論</p> <p>4 ばいじん・粉じん特論</p>

<p>試験</p> <p>水質関係第二種公害防止管理者</p>	<p>試験</p> <p>水質関係第一種公害防止管理者</p>	<p>試験</p> <p>大気関係第四種公害防止管理者</p>	
<p>3 汚水処理特論</p> <p>2 水質概論</p> <p>1 公害総論</p>	<p>5 大規模水質特論</p> <p>4 水質有害物質特論</p> <p>3 汚水処理特論</p> <p>2 水質概論</p> <p>1 公害総論</p>	<p>4 ばいじん・粉じん特論</p> <p>3 大気特論</p> <p>2 大気概論</p> <p>1 公害総論</p>	<p>5 大規模大気特論</p>

<p>試験</p> <p>特定粉じん関係公害防止管理者</p>	<p>騒音・振動関係公害防止管理者</p> <p>試験</p>	<p>水質関係第四種公害防止管理者</p> <p>試験</p>	<p>水質関係第三種公害防止管理者</p> <p>試験</p>	
<p>2 大気概論</p> <p>1 公害総論</p>	<p>3 騒音・振動特論</p> <p>2 騒音・振動概論</p> <p>1 公害総論</p>	<p>3 汚水処理特論</p> <p>2 水質概論</p> <p>1 公害総論</p>	<p>4 大規模水質特論</p> <p>3 汚水処理特論</p> <p>2 水質概論</p> <p>1 公害総論</p>	<p>4 水質有害物質特論</p>

別表第四（第十八条、第十九条関係）

区分	講義科目	講義時間	修了試験時間
一般粉じん関係公害防止管理者試験	3 ばいじん・粉じん特論		
ダイオキシン類関係公害防止管理者試験	1 公害総論 2 大気概論 3 ばいじん・一般粉じん特論		
ダイオキシン類関係公害防止管	1 公害総論 2 ダイオキシン類概論 3 ダイオキシン類特論		
公害防止主任管理者試験	1 公害総論 2 大気・水質概論 3 大気関係技術特論 4 水質関係技術特論		

公害防止管理者 大気関係第三種		講習 公害防止管理者 大気関係第二種					講習 公害防止管理者 大気関係第一種					
二 大気概論	一 公害総論	五 大気有害物質特論	四 ばいじん・粉じん特論	三 大気特論	二 大気概論	一 公害総論	六 大規模大気特論	五 大気有害物質特論	四 ばいじん・粉じん特論	三 大気特論	二 大気概論	一 公害総論
四時間	三時間	五時間	七時間	五時間	四時間	三時間	七時間	五時間	七時間	五時間	四時間	三時間
二時間		一時間三十分					二時間					

水質関係第二種	水質関係第一種 公害防止管理者 講習					大気関係第四種 公害防止管理者 講習					講習		
	一 公害総論	五 大規模水質特論	四 水質有害物質特論	三 汚水処理特論	二 水質概論	一 公害総論	四 ばいじん・粉じん特論	三 大気特論	二 大気概論	一 公害総論	五 大規模大気特論	四 ばいじん・粉じん特論	三 大気特論
	三時間	七時間	五時間	十一時間	五時間	三時間	七時間	五時間	四時間	三時間	七時間	七時間	五時間
一時間三十分	二時間					一時間							

講習 公害防止管理者 騒音・振動関係			講習 公害防止管理者 水質関係第四種			講習 公害防止管理者 水質関係第三種				講習 公害防止管理者		
三 騒音・振動特論	二 騒音・振動概論	一 公害総論	三 污水处理特論	二 水質概論	一 公害総論	四 大規模水質特論	三 污水处理特論	二 水質概論	一 公害総論	四 水質有害物質特論	三 污水处理特論	二 水質概論
十三時間	十三時間	三時間	十一時間	五時間	三時間	七時間	十一時間	五時間	三時間	五時間	十一時間	五時間
		二時間				一時間				二時間		

公害防止主任管 理者講習				公害防止管 理者講習			ダイオキシン類 関係公害防止管 理者講習			特定粉じん関係 公害防止管理者 講習		
四 水質関係技術特論	三 大気関係技術特論	二 大気・水質概論	一 公害総論	三 ダイオキシン類特論	二 ダイオキシン類概論	一 公害総論	三 ばいじん・一般粉じん特論	二 大気概論	一 公害総論	三 ばいじん・粉じん特論	二 大気概論	一 公害総論
		九時間	三時間			七時間			三時間			四時間
		十二時間	三時間		七時間	六時間		四時間	七時間		四時間	
	十一時間	三時間	七時間	六時間	四時間	七時間	四時間					
二時間三十分				一時間三十分			一時間			一時間		

担任業務の範囲	
公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）が他の工場の公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）を兼ねている場合は、その兼ねている工場の名称及び所在地	

に改め、備

様式第二中

担任業務の範囲	
---------	--

を

考に次のように加える。

6 公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）を2以上の工場に選任する場合は、特定工場における公

害防止組織の整備に関する法律施行規則第5条第2号の主務大臣が定める基準を満たしていることを証する書面を添付すること。

「経済産業大臣
環境大臣」と
「経済産業大臣
環境大臣」
指定試験機関
「希望したい試験の区分」

受験したい試験の区分	
試験科目免除申請の有無	有 無
免除を希望する試験科目	

に改め、備考を次のように改める。

- 備考 1 印の欄は記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- 3 「試験科目免除申請の有無」の欄には、試験科目の免除を受けようとする場合は「有」を、免除を受けない場合は「無」を で囲むこと。
- 4 「免除を希望する試験科目」の欄には、試験科目の免除を受けようとする場合における当該免除を受けようとする試験科目を記入すること。
- 5 試験科目の免除を受けようとする場合は、当該免除を受ける資格を有することを証する書面を添付すること。
- 6 左上の余白に収入印紙をはること（消印しないこと）。

「経済産業大臣 印」 「経済産業大臣 印」
を 環 境 大 臣 印 に改める。
「環境大臣 印」 指定試験機関の長 印
様式第五中

「収入印紙」 「経済産業大臣 印」 「経済産業大臣 印」

様式第六中

2,150円

(消印しないこと)

を削り、

環境大臣」

を

環境大臣に改め、備考に次の
指定試験機関」

ように加える。

4 経済産業大臣及び環境大臣が試験事務を行う場合には、左上の余白に収入印紙をはること（消印しないこと。）。

5 指定試験機関が試験事務を行う場合には、所定の手続により再交付手数料を納付すること。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第五条第二号ただし書の改正規定、第八条の次に一条を加える改正規定及び様式第二の改正規定は平成十七年四月一日から、第十条の二第二項第三号の改正規定及び第十九条第二項第一号の改正規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行前に公害防止管理者等国家試験を受けた者に対するこの省令による改正後の公害防止組織の整備に関する法律施行規則第十五条の二の規定の適用については、同条中「国家試験」とあるのは、「国家試験（平成十八年四月一日以後に行われる試験に限る。）」とする。

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文 (傍線部分は改正部分)
 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則(昭和四十六年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第三号)

改正案	現行
<p>(定義) 第一条 (略) 2 この省令で次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 八 (略) 九 「騒音・振動関係公害防止管理者」とは、令別表第三の九の項の中欄に掲げる公害防止管理者をいう。 十・十一 (略) 十二 「ダイオキシン類関係公害防止管理者」とは、令別表第三の十二の項の中欄に掲げる公害防止管理者をいう。 十三 (略) (公害防止管理者の選任) 第五条 法第四条第一項の規定による公害防止管理者の選任は、次に定めるところによりしなければならない。 一 (略) 二 二以上の工場について同一の公害防止管理者を選任してはならないこと。ただし、次に掲げる場合であつて、工場相互間の距離、生産工程上の関連、指揮命令系統、当該工場の維持管理について権限を有する者の状況その他の主務大臣が定める基準を満たし、一人の公害防止管理者が二以上の工場の</p>	<p>(定義) 第一条 (略) 2 この省令で次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 八 (略) 九 「騒音関係公害防止管理者」とは、令別表第三の九の項の中欄に掲げる公害防止管理者をいう。 十・十一 (略) 十二 「振動関係公害防止管理者」とは、令別表第三の十二の項の中欄に掲げる公害防止管理者をいう。 十三 「ダイオキシン類関係公害防止管理者」とは、令別表第三の十三の項の中欄に掲げる公害防止管理者をいう。 十四 (略) (公害防止管理者の選任) 第五条 法第四条第一項の規定による公害防止管理者の選任は、次に定めるところによりしなければならない。 一 (略) 二 二以上の工場について同一の公害防止管理者を選任してはならないこと。ただし、中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十三年法律第八十五号)第三条第一項第一号に掲げる事業協同組合、同項第二号に掲げる事業協同小組合同もしくは同項第八号に掲げる商工組合または水産業協同組合(昭</p>

公害防止管理者となつてもその職務を遂行するに当たつて特に支障がないときは、この限りでない。

イ 一の特定事業者が設置する複数の工場において、同一人を公害防止管理者として選任する場合

ロ 特定事業者及び当該特定事業者の子会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第一項（有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第二十四条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の子会社及び商法第二百十一条ノ二第三項（有限会社法第二十四条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により子会社となる会社をいう。以下この号において同じ。）、「当該特定事業者を子会社とする親会社（商法第二百十一条ノ二第一項の親会社及び同条第三項の規定により親会社となる会社をいう。以下この号において同じ。）又は当該親会社の子会社（当該特定事業者を除く。）が設置する複数の工場において、同一人を公害防止管理者として選任する場合

ハ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）第三条第一項第一号に掲げる事業協同組合、同項第二号に掲げる事業協同小組合若しくは同項第八号に掲げる商工組合又は水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二条に規定する漁業協同組合若しくは水産加工業協同組合でその地区が都道府県の区域を超えないものがその事業として公害防止管理者の資格を有する者に公害の防止に関する指導を行わせている場合において、当該組合の組合員（常時使用する従業員の数が、五十人以下のものに限る。）がその者を公害防止管理者として選任する場合

和二十三年法律第二百四十二号）第二条に規定する漁業協同組合もしくは水産加工業協同組合でその地区が都道府県の区域をこえないものがその事業として公害防止管理者の資格を有する者に公害の防止に関する指導を行なわせている場合において、当該組合の組合員（常時使用する従業員の数が、五十人以下のものに限る。）が主務大臣の定める基準に従い、その者を公害防止管理者として選任するときは、この限りでない。

二 同一の業種に属する中小企業者（中小企業基本法（昭和三十一年法律第五十四号）第二条第一項第一号に掲げる中小企業者をいう。）が共同で公害防止管理者の資格を有する者に公害の防止に関する業務を行わせる場合において、当該中小企業者（常時使用する従業員の数が、五十人以下のものに限る。）がその者を公害防止管理者として選任する場合

（令第九条の主務省令で定める要件）

第八条の二 令第九条の主務省令で定める要件は、ばい煙発生施設に係る公害防止管理者と当該ばい煙発生施設において発生するばい煙の処理工程に設置されている汚水等排出施設に係る公害防止管理者の選任につき同一一人を選任する場合又はばい煙発生施設において発生するばい煙の処理工程と汚水等排出施設から排出される汚水若しくは廃液の処理工程が互いに独立している場合とする。

（承継の届出）

第十条の二（略）

2 前項の届出書には、次の書面を添付しなければならない。

一・二（略）

三 法第六条の二第一項の規定により合併によつて法第三条第三項の規定による届出をした特定事業者の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書

（技術士の選択科目）

第十一条の二 令別表第三の一の項の下欄第一号、三の項の下欄第六号、五の項の下欄第一号、七の項の下欄第一号、九の項の

（承継の届出）

第十条の二（略）

2 前項の届出書には、次の書面を添付しなければならない。

一・二（略）

三 法第六条の二第一項の規定により合併によつて法第三条第三項の規定による届出をした特定事業者の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記簿の謄本

下欄第二号、十の項の下欄第三号又は十二の項の下欄第一号の主務省令で定める選択科目は、別表第二の二の上欄に掲げる規定ごとに、同表の中欄に掲げる技術部門について、同表の下欄に掲げる選択科目とする。

(計量士の区分)

第十一条の三 令別表第三の一の項の下欄第二号又は九の項の下欄第三号の主務省令で定める区分は、それぞれ計量法施行規則(平成五年通商産業省令第六十九号)第五十条第一号又は第二号に規定する区分とする。

(衛生管理者の免許の種類及び業務)

第十一条の四 令別表第三の二の項の下欄第一号、九の項の下欄第一号又は十の項の下欄第一号の主務省令で定める種類は、労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)別表第四の上欄に掲げる衛生工学衛生管理者免許とし、同表の二の項の下欄第一号、九の項の下欄第一号又は十の項の下欄第一号の主務省令で定める業務は、それぞれ労働基準法施行規則(昭和二十二年厚生省令第二十三号)第十八条第九号、同条第六号若しくは第八号又は同条第四号に掲げる業務とする。

(作業主任者の免許の種類)

第十一条の五 令別表第三の三の項の下欄第四号又は四の項の下欄第二号の主務省令で定める種類の免許は、それぞれ労働安全衛生規則別表第四の上欄に掲げる特級ボイラー技士免許又は一級ボイラー技士免許とする。

(国家試験の基本方針)

(国家試験の基本方針)

第十三条 (略)

2 経済産業大臣及び環境大臣(指定試験機関が試験事務を行う場合にあつては、指定試験機関。第十五条の二、第十六条及び第十七条第一項において同じ。)は、前項の基本方針に基づき国家試験を行う。

(国家試験の実施細目)

第十五条 (略)

2 国家試験(指定試験機関がその試験事務を行うものを除く。)を受けようとする者は、様式第四の受験願書をその者が受験しようとする試験地を管轄する経済産業局長を経由して、経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

3 指定試験機関がその試験事務を行う国家試験を受けようとする者は、当該指定試験機関が定めるところにより、受験願書を当該指定試験機関に提出しなければならない。

4 前二項に規定するもののほか、国家試験を実施する期日、場所その他国家試験の実施に関し必要な事項は、あらかじめ、官報に公示する。

(国家試験科目の免除)

第十五条の二 経済産業大臣及び環境大臣は、国家試験の一部の科目に合格した者に対しては、その合格した国家試験の行われた年の初めから三年以内にその合格した国家試験と同一の区分に係る国家試験を受ける場合は、その者の申請により、その合格した科目を免除する。

2 経済産業大臣及び環境大臣は、別表第三の上欄に掲げる区分の国家試験を受けようとする者であつて、他の区分の国家試験

第十三条 (略)

2 経済産業大臣及び環境大臣は、前項の基本方針に基づき国家試験を行なう。

(国家試験の実施細目)

第十五条 (略)

2 国家試験を受けようとする者は、様式第四の受験願書をその者が受験しようとする試験地を管轄する経済産業局長を経由して、経済産業大臣及び環境大臣に(指定試験機関が試験事務を行う場合にあつては、直接指定試験機関に)提出しなければならない。

3 前項に規定するもののほか、国家試験を実施する期日、場所その他国家試験の実施に関し必要な事項は、あらかじめ、官報に公示する。

に合格した者にあつては、その者の申請により、当該区分の国家試験の科目と同一の科目を免除する。

(講習)

第十八条 講習を受けようとする者は、登録講習機関が定める受
講申込書に令第十一条第二号に規定する学歴及び実務の経験又
は令別表第三の下欄の各号に掲げる資格(以下「受講資格」と
いう。)を証する書類を添付して登録講習機関に提出しなけれ
ばならない。

2 5 (略)

(講習機関の登録)

第十九条 (略)

2 登録を受けようとする者は、様式第八の講習機関登録申請書
に次に掲げる書類を添えて経済産業大臣及び環境大臣に提出し
なければならぬ。

一 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準
ずるもの

二 七 (略)

(手数料の納付)

第三十七条 法第十二条の二第一項に規定する受験手数料及び第
十七条第三項に規定する再交付手数料は、収入印紙をもつて(指
定試験機関に納付する場合にあつては、試験事務規程で定め
るところにより)納付しなければならない。

(講習)

第十八条 講習を受けようとする者は、登録講習機関が定める受
講申込書に令第十一条第二号に規定する学歴及び実務の経験又
は令別表第三の下欄の各号に掲げる資格(同表の一の項又は五
の項にあつては、それぞれ当該各項の下欄に規定する技術士。
以下「受講資格」という。)を証する書類を添付して登録講習
機関に提出しなければならない。

2 5 (略)

(講習機関の登録)

第十九条 (略)

2 登録を受けようとする者は、様式第八の講習機関登録申請書
に次に掲げる書類を添えて経済産業大臣及び環境大臣に提出し
なければならぬ。

一 定款若しくは寄附行為及び登記簿の謄本又はこれらに準ず
るもの

二 七 (略)

(手数料の納付)

第三十七条 法第十二条の二第一項に規定する受験手数料は、収
入印紙をもつて(指定試験機関に納付する場合にあつては、試
験事務規程で定めるところにより)納付しなければならない。

2 第十七条第三項に規定する再交付手数料は、収入印紙をもつ
て納付しなければならない。

別表第一（第十一条関係）

公害防止 管理者の 種類	学歴及び実務の経験	
	学歴	実務の内容
大気関係 第二種公 害防止管 理者、大 気関係第 三種公害 防止管理 者及び大 気関係第 四種公害 防止管理 者	一 学校教育法に基 づく大学（短期大 学を除く。）又は 旧大学令（大正七 年勅令第三百八十 八号）に基づく大 学において薬学、 工学又は化学の課 程を修めて卒業し たこと。 二 学校教育法に基 づく短期大学若し くは旧専門学校令 （明治三十六年勅 令第六十一号）に 基づく専門学校に おいて薬学、工学 若しくは化学の課 程を修めて卒業し	ばい煙 発生施 設又は ばい煙 を処理 するた めの施 設の維 持及び 管理 大気関係第二種公 害防止管理者及び 大気関係第四種公 害防止管理者にあ つては五年、大気 関係第三種公害防 止管理者にあつて は七年
	経験年数	大気関係第二種公 害防止管理者及び 大気関係第四種公 害防止管理者にあ つては三年、大気 関係第三種公害防 止管理者にあつて は五年

別表第一（第十一条関係）

公害防止 管理者の 種類	学歴及び実務の経験	
	学歴	実務の内容
大気関係 第二種公 害防止管 理者、大 気関係第 三種公害 防止管理 者及び大 気関係第 四種公害 防止管理 者	一 学校教育法に基 づく大学（短期大 学を除く。）又は 旧大学令（大正七 年勅令第三百八十 八号）に基づく大 学において薬学、 工学又は化学の課 程を修めて卒業し たこと。 二 学校教育法に基 づく短期大学若し くは旧専門学校令 （明治三十六年勅 令第六十一号）に 基づく専門学校に おいて薬学、工学 若しくは化学の課 程を修めて卒業し	ばい煙 発生施 設又は ばい煙 を処理 するた めの施 設の維 持及び 管理 大気関係第二種公 害防止管理者及び 大気関係第四種公 害防止管理者にあ つては五年、大気 関係第三種公害防 止管理者にあつて は七年
	経験年数	大気関係第二種公 害防止管理者及び 大気関係第四種公 害防止管理者にあ つては三年、大気 関係第三種公害防 止管理者にあつて は五年

水質関係			
一 学校教育法に基	<p>四 前三号のいずれにも該当しないとき。</p>	<p>三 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）に基づく中等学校を卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。</p>	<p>たこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。</p>
汚水等			
水質関係第二種公	<p>大気関係第二種公害防止管理者及び大気関係第四種公害防止管理者にあつては十年、大気関係第三種公害防止管理者にあつては十二年</p>	<p>大気関係第二種公害防止管理者及び大気関係第四種公害防止管理者にあつては七年、大気関係第三種公害防止管理者にあつては九年</p>	
水質関係			
一 学校教育法に基		<p>三 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）に基づく中等学校を卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。</p>	<p>たこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。</p>
汚水等			
水質関係第二種公		<p>大気関係第二種公害防止管理者及び大気関係第四種公害防止管理者にあつては七年、大気関係第三種公害防止管理者にあつては十年</p>	

<p>第二種公害防止管理者、水質関係第三種公害防止管理者及び水質関係第四種公害防止管理者</p>	<p>二 学校教育法に基づく短期大学若しくは旧専門学校令に基づく専門学校令において薬学、工学、化学若しくは農学の課程を修めて卒業したことが又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。</p>	<p>づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学において薬学、工学、化学又は農学（水産学を含み、農業経済学を除く。以下同じ。）の課程を修めて卒業したことが。</p>	<p>排出施設又は汚水等を処理するための施設の維持及び管理</p>
<p>三 学校教育法に基づく旧中等学校令に基づく中等学校</p>	<p>水質関係第二種公害防止管理者及び水質関係第四種公害防止管理者にあつては五年、水質関係第三種公害防止管理者にあつては七年</p>	<p>水質関係第二種公害防止管理者及び水質関係第四種公害防止管理者にあつては五年、水質関係第三種公害防止管理者にあつては七年</p>	<p>水質関係第二種公害防止管理者及び水質関係第四種公害防止管理者にあ</p>
<p>第二種公害防止管理者、水質関係第三種公害防止管理者及び水質関係第四種公害防止管理者</p>	<p>二 学校教育法に基づく短期大学若しくは旧専門学校令に基づく専門学校令において薬学、工学、化学若しくは農学の課程を修めて卒業したことが又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。</p>	<p>づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学において薬学、工学、化学又は農学（水産学を含み、農業経済学を除く。以下同じ。）の課程を修めて卒業したことが。</p>	<p>排出施設又は汚水等を処理するための施設の維持及び管理</p>
<p>三 学校教育法に基づく旧中等学校令に基づく中等学校</p>	<p>水質関係第二種公害防止管理者及び水質関係第四種公害防止管理者にあつては五年、水質関係第三種公害防止管理者にあつては七年</p>	<p>水質関係第二種公害防止管理者及び水質関係第四種公害防止管理者にあつては五年、水質関係第三種公害防止管理者にあつては七年</p>	<p>水質関係第二種公害防止管理者及び水質関係第四種公害防止管理者にあ</p>

	騒音・振動関係公害防止管理者
<p>を卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。</p>	<p>四 前三号のいずれにも該当しないとき。</p>
<p>一 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学において薬学、工学又は化学の課程を修めて卒業したこと。</p>	<p>二 学校教育法に基づく短期大学若しくは旧専門学校令に基づく専門学校に</p>
<p>つては七年、水質関係第三種公害防止管理者にあつては九年</p>	<p>水質関係第二種公害防止管理者及び水質関係第四種公害防止管理者にあつては十年、水質関係第三種公害防止管理者にあつては十二年</p>
<p>騒音発生施設若しくは騒音を防止するための施設又は振動発生の施設若しくは振動を防止</p>	<p>騒音発生施設若しくは騒音を防止するための施設又は振動発生の施設若しくは振動を防止</p>
<p>三年</p>	<p>五年</p>
	騒音関係公害防止管理者
<p>を卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。</p>	<p>一 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学において薬学、工学又は化学の課程を修めて卒業したこと。</p>
<p>二 学校教育法に基づく短期大学若しくは旧専門学校令に基づく専門学校に</p>	<p>騒音発生施設又は騒音を防止するための施設の維持及び管理</p>
<p>つては七年、水質関係第三種公害防止管理者にあつては十年</p>	<p>三年</p>
<p>五年</p>	<p>五年</p>

<p>一般粉じ 理者及び 害防止管 ん関係公 特定粉じ</p>			
<p>一 学校教育法に基 づく大学（短期大 学を除く。）又は 旧大学令に基づく 大学において薬学</p>	<p>四 前三号のいずれ にも該当しないと き。</p>	<p>三 学校教育法に基 づく高等学校若し くは旧中等学校令 に基づく中等学校 を卒業したこと又 は主務大臣がこれ と同等以上である と認める学力を有 すること。</p>	<p>において薬学、工 学若しくは化学の 課程を修めて卒業 したこと又は主務 大臣がこれと同等 以上であると認め る学力を有するこ と。</p>
<p>特定粉 じん発 生施設 若しく は特定</p>	<p>するた めの施 設の維 持及び 管理</p>		
<p>三年</p>	<p>十年</p>	<p>七年</p>	

<p>一般粉じ 理者及び 害防止管 ん関係公 特定粉じ</p>			
<p>一 学校教育法に基 づく大学（短期大 学を除く。）又は 旧大学令に基づく 大学において薬学</p>	<p>三 学校教育法に基 づく高等学校若し くは旧中等学校令 に基づく中等学校 を卒業したこと又 は主務大臣がこれ と同等以上である と認める学力を有 すること。</p>		<p>において薬学、工 学若しくは化学の 課程を修めて卒業 したこと又は主務 大臣がこれと同等 以上であると認め る学力を有するこ と。</p>
<p>特定粉 じん発 生施設 若しく は特定</p>			
<p>三年</p>	<p>七年</p>		

		ん関係公 害防止管 理者	
四 前三号のいずれ	<p>三 学校教育法に基づき づく高等学校若しくは旧中等学校令に基づき 中等学校を卒業したことが 主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。</p>	<p>二 学校教育法に基づき づく短期大学若しくは旧専門学校令に基づき 専門学校において薬学、工学若しくは化学の課程を修めて卒業したことが 主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。</p>	<p>、工学又は化学の課程を修めて卒業したことが。</p>
		粉じん を処理 するた めの施 設又は 一般粉 じん発 生施設 若しく は一般 粉じん を処理 するた めの施 設の維 持及び 管理	
十年	七年		五年

		ん関係公 害防止管 理者	
	<p>三 学校教育法に基づき づく高等学校若しくは旧中等学校令に基づき 中等学校を卒業したことが 主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。</p>	<p>二 学校教育法に基づき づく短期大学若しくは旧専門学校令に基づき 専門学校において薬学、工学若しくは化学の課程を修めて卒業したことが 主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。</p>	<p>、工学又は化学の課程を修めて卒業したことが。</p>
		粉じん を処理 するた めの施 設又は 一般粉 じん発 生施設 若しく は一般 粉じん を処理 するた めの施 設の維 持及び 管理	
	七年		五年

にも該当しないとき。

	<p>振動関係 公害防止 管理者</p>	<p>一 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学において薬学、工学又は化学の課程を修めて卒業したこと。</p>	<p>二 学校教育法に基づく短期大学若しくは旧専門学校令に基づく専門学校において薬学、工学若しくは化学の課程を修めて卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。</p>	<p>三 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令</p>
	<p>振動発生施設又は振動を防止するための施設の維持及び管理</p>	<p>三年</p>	<p>五年</p>	<p>七年</p>

	ダイオキシン類関係公害防止管理者	
<p>二 学校教育法に基づき短期大学若しくは旧専門学校令に基づく専門学校において薬学、工学若しくは化学の課程を修めて卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。</p>	<p>一 学校教育法に基づき大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学において薬学、工学又は化学の課程を修めて卒業したこと。</p>	
	ダイオキシン類発生施設又はダイオキシン類を処理するための施設の維持及び管理	
五年		三年
	ダイオキシン類関係公害防止管理者	
<p>二 学校教育法に基づき短期大学若しくは旧専門学校令に基づく専門学校において薬学、工学若しくは化学の課程を修めて卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。</p>	<p>一 学校教育法に基づき大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学において薬学、工学又は化学の課程を修めて卒業したこと。</p>	<p>に基づく中等学校を卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。</p>
	ダイオキシン類発生施設又はダイオキシン類を処理するための施設の維持及び管理	
五年		三年

<p>三 学校教育法に基づき づく高等学校若しくは旧中等学校令に基づき を卒業したことが又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。</p>	<p>四 前三号のいずれにも該当しないとき。</p>	<p>七年</p>
		<p>十年</p>

別表第二（第十一条関係）

<p>学歴 一 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学において工学、化学又は薬学の課程を修めて卒業したこと。</p>	<p>実務の経験 ばい煙発生施設又はばい煙を処理するための施設の維持及び管理並びに汚水等排出施設又は汚水等を処理するための施設の維持及び管理に係る実務にそれぞれ五年以上従事したこと。</p>
--	---

<p>三 学校教育法に基づき づく高等学校若しくは旧中等学校令に基づき を卒業したことが又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。</p>	<p>七年</p>
--	-----------

別表第二（第十一条関係）

<p>学歴 一 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学において工学、化学又は薬学の課程を修めて卒業したこと。</p>	<p>実務の経験 ばい煙発生施設又はばい煙を処理するための施設の維持及び管理並びに汚水等排出施設又は汚水等を処理するための施設の維持及び管理に係る実務にそれぞれ五年以上従事し、かつ、技術的業務に係る実務に十年以上従事したこと。</p>
--	---

	技術部門	別表第二の二（第十一条の二関係）	<p>二 学校教育法に基づく短期大学若しくは旧専門学校令に基づく専門学校において工学、化学若しくは薬学の課程を修めて卒業したこと又は主務大臣がこれと同等であると認める学力を有すること。</p>	<p>ばい煙発生施設又はばい煙を処理するための施設の維持及び管理並びに汚水等排出施設又は汚水等を処理するための施設の維持及び管理に係る実務にそれぞれ七年以上従事したこと。</p>
選択科目			<p>三 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令に基づく中等学校を卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。</p>	<p>ばい煙発生施設又はばい煙を処理するための施設の維持及び管理並びに汚水等排出施設又は汚水等を処理するための施設の維持及び管理に係る実務にそれぞれ九年以上従事したこと。</p>
			<p>四 前三号のいずれにも該当しないとき。</p>	<p>ばい煙発生施設又はばい煙を処理するための施設の維持及び管理並びに汚水等排出施設又は汚水等を処理するための施設の維持及び管理に係る実務にそれぞれ十二年以上従事したこと。</p>

<p>二 学校教育法に基づく短期大学若しくは旧専門学校令に基づく専門学校において工学、化学若しくは薬学の課程を修めて卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。</p>	<p>ばい煙発生施設又はばい煙を処理するための施設の維持及び管理並びに汚水等排出施設又は汚水等を処理するための施設の維持及び管理に係る実務にそれぞれ七年以上従事し、かつ、技術的業務に係る実務に十年以上従事したこと。</p>
--	---

令別表第三の 五の項の下欄 第一号		令別表第三の 三の項の下欄 第六号						令別表第三の 一の項の下欄 第一号		
上下水道部門	化学部門	環境部門	応用理学部門	衛生工学部門	金属部門	化学部門	機械部門	環境部門	金属部門	化学部門
全選択科目	全選択科目	環境保全計画 環境測定	物理及び化学	大気管理	鉄鋼生産システム 非鉄生産システム	全選択科目	動力エネルギー 熱工学	環境保全計画 環境測定	非鉄冶金 鉄鋼生産システム 非鉄生産システム	全選択科目

令別表第三の九の項の下欄 第二号			令別表第三の七の項の下欄 第一号							
環境部門	応用理学部門	機械部門	環境部門	応用理学部門	農業部門	衛生工学部門	上下水道部門	化学部門	環境部門	衛生工学部門
環境保全計画 環境測定	物理及び化学	機械加工及び加工機 加工・ファクトリーオートメ ーション及び産業機械 機械力学・制御	環境保全計画 環境測定	物理及び化学	農芸化学	水質管理	全選択科目	全選択科目	環境保全計画 環境測定	水質管理

令別表第三の 十二の項の下 欄第一号	環境部門	環境部門	衛生工学部門	化学部門	令別表第三の 十の項の下欄 第三号
	環境部門	環境保全計画 環境測定	環境保全計画 環境測定	全選択科目	

別表第三（第十五条、第十五条の二関係）

大気関係第一種公 害防止管理者試験	1	公害総論	大気関係第二種公 害防止管理者試験	1	公害総論
	2	大気概論		2	大気概論
	3	大気特論		3	大気特論
	4	ばいじん・粉じん特論		4	ばいじん・粉じん特論
	5	大気有害物質特論		5	大気有害物質特論
	6	大規模大気特論		6	大規模大気特論

別表第三（第十五条関係）

大気関係第一種公 害防止管理者試験	1	公害概論	大気関係第二種公 害防止管理者試験	1	公害概論
	2	大気汚染関係法令		2	大気汚染関係法令
	3	燃焼・ばい煙防止技術		3	燃焼・ばい煙防止技術
	4	大気中におけるばい煙の拡散		4	大気汚染関係有害物質処理技術
	5	大気汚染関係有害物質処理技術		5	除じん・集じん技術
	6	除じん・集じん技術		6	測定技術
	7	測定技術		7	

水質関係第三種公	水質関係第二種公 害防止管理者試験	水質関係第一種公 害防止管理者試験	大気関係第四種公 害防止管理者試験	大気関係第三種公 害防止管理者試験
1 公害総論	4 3 2 1 公害総論 水質概論 汚水処理特論 水質有害物質特論	5 4 3 2 1 公害総論 水質概論 汚水処理特論 水質有害物質特論 大規模水質特論	4 3 2 1 公害総論 大気概論 大気特論 ばいじん・粉じん特論	5 4 3 2 1 公害総論 大気概論 大気特論 ばいじん・粉じん特論 大規模大気特論

水質関係第三種公	水質関係第二種公 害防止管理者試験	水質関係第一種公 害防止管理者試験	大気関係第四種公 害防止管理者試験	大気関係第三種公 害防止管理者試験
1 公害概論	5 4 3 2 1 公害概論 水質汚濁関係法令 汚水等処理技術一般 水質汚濁関係有害物質処理技術 測定技術	5 4 3 2 1 公害概論 水質汚濁関係法令 汚水等処理技術一般 水質汚濁関係有害物質処理技術 測定技術	5 4 3 2 1 公害概論 大気汚染関係法令 燃焼・ばい煙防止技術 除じん・集じん技術 測定技術	6 5 4 3 2 1 公害概論 大気汚染関係法令 燃焼・ばい煙防止技術 大気中におけるばい煙の拡散 除じん・集じん技術 測定技術
				6 測定技術

<p>一般粉じん関係公害防止管理者試験</p>	<p>特定粉じん関係公害防止管理者試験</p>	<p>騒音・振動関係公害防止管理者試験</p>	<p>水質関係第四種公害防止管理者試験</p>	<p>害防止管理者試験</p>
<p>3 2 1 </p> <p>公害総論 大気概論 ばいじん・一般粉じん特論</p>	<p>3 2 1 </p> <p>公害総論 大気概論 ばいじん・粉じん特論</p>	<p>3 2 1 </p> <p>公害総論 騒音・振動概論 騒音・振動特論</p>	<p>3 2 1 </p> <p>公害総論 水質概論 汚水処理特論</p>	<p>4 3 2 </p> <p>水質概論 汚水処理特論 大規模水質特論</p>

<p>振動関係公害防止管理者試験</p>	<p>一般粉じん関係公害防止管理者試験</p>	<p>特定粉じん関係公害防止管理者試験</p>	<p>騒音関係公害防止管理者試験</p>	<p>水質関係第四種公害防止管理者試験</p>	<p>害防止管理者試験</p>
<p>3 2 1 </p> <p>公害概論 振動関係法令 振動の性質</p>	<p>4 3 2 1 </p> <p>公害概論 大気汚染関係法令 除じん・集じん技術 測定技術</p>	<p>4 3 2 1 </p> <p>公害概論 大気汚染関係法令 除じん・集じん技術 測定技術</p>	<p>5 4 3 2 1 </p> <p>公害概論 騒音関係法令 音の性質 騒音防止技術 測定技術</p>	<p>4 3 2 1 </p> <p>公害概論 水質汚濁関係法令 汚水等処理技術一般 測定技術</p>	<p>4 3 2 </p> <p>水質汚濁関係法令 汚水等処理技術一般 測定技術</p>

区分	講義科目	講義時間	修了試験 時間		公害防止主任管理者試験	ダイオキシン類関係公害防止管理者試験
					1 公害総論 2 大気・水質概論 3 大気関係技術特論 4 水質関係技術特論	1 公害総論 2 ダイオキシン類概論 3 ダイオキシン類特論

別表第四（第十八条、第十九条関係）

区分	講義科目	講義時間	修了試験 時間		備考 1 「大気汚染関係有害物質処理技術」とは大気汚染防止法第二条第一項第三号及び第十七条第一項に規定する物質を処理する技術をいう。 2 「水質汚濁関係有害物質処理技術」とは水質汚濁防止法第二条第二項第一号に規定する物質を処理する技術をいう。	公害防止主任管理者試験	ダイオキシン類関係公害防止管理者試験	ダイオキシン類関係公害防止管理者試験
						1 公害概論 2 公害関係法令 3 燃焼・ばい煙防止技術 4 除じん・集じん技術 5 汚水等処理技術一般 6 測定技術	1 公害概論 2 ダイオキシン類関係法令 3 ダイオキシン類の排出防止技術 4 測定技術	4 振動防止技術 5 測定技術

別表第四（第十八条、第十九条関係）

大気関係 第二種公 害防止管 理者講習					大気関係 第一種公 害防止管 理者講習					
一	二	三	四	五	一	二	三	四	五	六
公害総論	大気概論	大気特論	ばいじん・粉じん特論	大気有害物質特論	公害総論	大気概論	大気特論	ばいじん・粉じん特論	大気有害物質特論	大規模大気特論
三時間	四時間	五時間	七時間	五時間	三時間	四時間	五時間	七時間	五時間	七時間
一時間 十分					二時間					

大気関係 第二種公 害防止管 理者講習						大気関係 第一種公 害防止管 理者講習						
一	二	三	四	五	六	一	二	三	四	五	六	七
公害概論	大気汚染関係法令	燃焼・ばい煙防止技術	大気汚染関係有害物質 処理技術	除じん・集じん技術	測定技術	公害概論	大気汚染関係法令	燃焼・ばい煙防止技術	大気中におけるばい煙 の拡散	大気汚染関係有害物質 処理技術	除じん・集じん技術	測定技術
二時間	四時間	三時間	二時間	五時間	七時間	四時間	五時間	七時間	二時間	四時間	七時間	十二時間
一時間						一時間						

水質関係 第一種公 害防止管 理者講習	一 公害総論	四 ばいじん・粉じん特論	三 大気特論	二 大気概論	一 公害総論	大気関係 第四種公 害防止管 理者講習	五 大規模大気特論	四 ばいじん・粉じん特論	三 大気特論	二 大気概論	一 公害総論	大気関係 第三種公 害防止管 理者講習	二 時間

水質関係 第一種公 害防止管 理者講習	一 公害概論	五 測定技術	四 除じん・集じん技術	三 燃焼・ばい煙防止技術	二 大気汚染関係法令	一 公害概論	六 測定技術	五 除じん・集じん技術	四 大気中におけるばい煙 の拡散	三 燃焼・ばい煙防止技術	二 大気汚染関係法令	一 公害概論	大気関係 第三種公 害防止管 理者講習	四 時間

水質關係 第四種公	水質關係 第三種公 害防止管 理者講習				水質關係 第二種公 害防止管 理者講習						
	一 公害總論	四 大規模水質特論	三 污水處理特論	二 水質概論	一 公害總論	四 水質有害物質特論	三 污水處理特論	二 水質概論	一 公害總論	五 大規模水質特論	四 水質有害物質特論
三時間	七時間	十一時間	五時間	三時間	五時間	十一時間	五時間	三時間	七時間	五時間	十一時間
一時間	二時間				十分				一時間三十分		

水質關係 第四種公	水質關係 第三種公 害防止管 理者講習				水質關係 第二種公 害防止管 理者講習							
	一 公害概論	四 測定技術	三 污水等處理技術一般	二 水質汚濁關係法令	一 公害概論	五 測定技術	四 水質汚濁關係有害物質 處理技術	三 污水等處理技術一般	二 水質汚濁關係法令	一 公害概論	五 測定技術	四 水質汚濁關係有害物質 處理技術
二時間	十時間	十五時間	五時間	四時間	七時間	二時間	八時間	四時間	二時間	十三時間	四時間	十五時間
一時間	一時間				一時間				一時間			

害防止管 理者講習	一般粉じ ん関係公 害防止管 理者講習	一 公害総論	二 公害総論	三 ばいじん・粉じん特論	二 公害総論	一 公害総論	三 騒音・振動特論	二 騒音・振動概論	一 公害総論	三 水処理特論	二 水質概論	害防止管 理者講習
		一時間				一時間						

害防止管 理者講習	一般粉じ ん関係公 害防止管 理者講習	一 公害概論	二 公害概論	三 除じん・集じん技術	四 測定技術	二 大気汚染関係法令	一 公害概論	五 測定技術	四 騒音防止技術	三 音の性質	二 騒音関係法令	一 公害概論	四 測定技術	三 汚水等処理技術一般	二 水質汚濁関係法令	害防止管 理者講習
		一時間				一時間										

者講習 主任管理 公害防止	一 公害総論	二 大気・水質概論	三 ダイオキシン類特論	二 ダイオキシン類概論	一 公害総論	三 ばいじん・一般粉じん 特論	六時間	三時間	七時間	十四時間	一時間 十分	二時間 十分

者講習 主任管理 公害防止	一 公害概論	二 公害関係法令	四 測定技術	三 ダイオキシン類の排出 防止技術	二 ダイオキシン類関係法 令	一 公害概論	五 測定技術	四 振動防止技術	三 振動の性質	二 振動関係法令	一 公害概論	四 測定技術	三 除じん・集じん技術	三時間	五時間	三時間	三時間	四時間	四時間	四時間	三時間	一時間	一時間

	四 水質関係技術特論	三 大気関係技術特論	
	十一時間	十二時間	

六 測定技術	五 汚水等処理技術一般	四 除じん・集じん技術	三 燃焼・ばい煙防止技術	
八時間	九時間	五時間	五時間	

公害防止管理者(公害防止管理者の代理者) 選任、死亡・
解任届出書

年 月 日

都道府県知事 殿
市町村長

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 印

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第4条第3項において準用する第3条第3項(第6条第2項において準用する第3条第3項)の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

特定工場の名称			整理番号	
特定工場の所在地			受理年月日	年 月 日
大気関係	排出ガス量		特定工場の番号 備考	
	ばい煙発生施設の 種類	別紙のとおり。		
水質関係	排出水量			
	特定地下浸透水の 浸透の有無			
	汚水等排出施設の 種類	別紙のとおり。		
騒音関係	騒音発生施設の種 類			
特定粉じん関係	特定粉じん発生施 設の種類			
一般粉じん関係	一般粉じん発生施 設の種類			
振動関係	振動発生施設の種 類			
ダイオキシン類関係	ダイオキシン類発 生施設の種類			
公害防止管理者 (公害防止管理 者の代理者)	選 任 年 月 日		年 月 日	
	職 名			
	氏 名			
	担 任 業 務 の 範 囲			
選 任 の 事 由				
公害防止管理者 (公害防止管理 者の代理者)	(死亡・解任)年月日		年 月 日	
	職 名			
	氏 名			

	担 任 業 務 の 範 囲	
解 任	の	事 由

備考

- 1 大気関係、水質関係、騒音関係、特定粉じん関係、一般粉じん関係、振動関係又はダイオキシン類関係のうち該当する項に所要事項を記載すること。大気関係及び水質関係については公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)の項には、「 関係第 種」公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)と記載すること。
- 2 公害防止管理者を2名以上選任する場合は、関係公害防止管理者及び同代理者の項を追加して記載すること。
- 3 印の欄は記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 5 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

公害防止管理者(公害防止管理者の代理者) 選任、死亡・
解任届出書

年 月 日

都道府県知事 殿
市町村長

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 印

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第4条第3項において準用する第3条第3項(第6条第2項において準用する第3条第3項)の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

特定工場の名称		整理番号	
特定工場の所在地		受理年月日	年 月 日
大気関係	排出ガス量	特定工場の番号	
	ばい煙発生施設の種類の種類	備考	
水質関係	排出水量		
	特定地下浸透水の浸透の有無		
	汚水等排出施設の種類の種類	別紙のとおり。	
騒音関係	騒音発生施設の種類の種類		
特定粉じん関係	特定粉じん発生施設の種類の種類		
一般粉じん関係	一般粉じん発生施設の種類の種類		
振動関係	振動発生施設の種類の種類		
ダイオキシン類関係	ダイオキシン類発生施設の種類の種類		

公害防止管理者 (公害防止管理者の代理者)	選任年月日	年 月 日
	職名	
	氏名	
	担任業務の範囲	
	公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)が他の工場の公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)を兼ねている場合は、その兼ねている工場の名称及び所在地	

選 任 の 事 由		
公害防止管理者 (公害防止管理 者の代理者)	(死亡・解任)年月日	年 月 日
	職 名	
	氏 名	
	担 任 業 務 の 範 囲	
	公害防止管理者(公害防止 管理者の代理者)が他の工 場の公害防止管理者(公害 防止管理者の代理者)を兼 ねている場合は、その兼ね ている工場の名称及び所在 地	
解 任 の 事 由		

備考

- 1 大気関係、水質関係、騒音関係、特定粉じん関係、一般粉じん関係、振動関係又はダイオキシン類関係のうち該当する項に所要事項を記載すること。大気関係及び水質関係については公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)の項には、「 関係第 種」公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)と記載すること。
- 2 公害防止管理者を2名以上選任する場合は、関係公害防止管理者及び同代理者の項を追加して記載すること。
- 3 印の欄は記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 5 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
- 6 公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)を2以上の工場に選任する場合は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第5条第2号の主務大臣が定める基準を満たしていることを証する書面を添付すること。

整理番号	
受理年月日	
試験の結果	
試験年月日	

公害防止（主任）管理者試験受験願書

経済産業大臣
環境大臣 殿
指定試験機関

年 月 日

ふりがな

氏名

現住所（郵便番号）	
生 年 月 日	
希望する受験地	
希望したい試験の区分	

写 真 欄

写真の大きさは、たて、よこ各3センチメートルとし、出願前6カ月以内に脱帽正面で撮影した上半身像をはりつけること。

撮影年月日	年 月 日
-------	-------

- 備考
- 1 印の欄は記載しないこと。
 - 2 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 3 経済産業大臣及び環境大臣が試験事務を行う場合には、左上の余白に収入印紙をはること（消印しないこと。）
 - 4 指定試験機関が試験事務を行う場合には、所定の手続きにより受験手数料を納付すること。

整理番号	
受理年月日	
試験の結果	
試験年月日	

公害防止（主任）管理者試験受験願書

経済産業大臣
環境大臣 殿

年 月 日

ふりがな

氏名

現住所（郵便番号）	
生 年 月 日	
希望する受験地	
受験したい試験の区分	
試験科目免除申請の有無	有 無
免除を希望する試験科目	

写 真 欄

写真の大きさは、たて、よこ各3センチメートルとし、出願前6カ月以内に脱帽正面で撮影した上半身像をはりつけること。

撮影年月日 年 月 日

- 備考
- 1 印の欄は記載しないこと。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 3 「試験科目免除申請の有無」の欄には、試験科目の免除を受けようとする場合は「有」を、免除を受けない場合は「無」を で囲むこと。
 - 4 「免除を希望する試験科目」の欄には、試験科目の免除を受けようとする場合における当該免除を受けようとする試験科目を記入すること。
 - 5 試験科目の免除を受けようとする場合は、当該免除を受ける資格を有することを証する書面を添付すること。
 - 6 左上の余白に収入印紙をはること（消印しないこと。）。

国家試験合格証書

第 号

（氏名）

年 月 日 生

試験の区分

右の者は特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第八条第一項の規定により実施した右試験の区分に関する国家試験に合格したことを証明する。

年 月 日

経済産業大臣

印

環境大臣

印

国家試験合格証書

第 号

（氏名）

年 月 日 生

試験の区分

右の者は特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第八条第一項の規定により実施した右試験の区分に関する国家試験に合格したことを証明する。

年 月 日

経済産業大臣
環境大臣
指定試験機関の長

印 印 印

収 入 印 紙
2,150円
(消印しないこと)

受 理 年 月 日	
再 交 付 年 月 日	

国家試験合格証書再交付申請書

経 済 産 業 大 臣
環 境 大 臣 殿

年 月 日

氏 名 印

現住所（郵便番号）	
生 年 月 日	年 月 日
受 験 し た 年	年 月
受験した試験の区分	
合格証書の番号	第 号
再交付を受ける理由	

- 備考 1 印の欄は、記載しないこと。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

受理年月日	
再交付年月日	

国家試験合格証書再交付申請書

経済産業大臣
環境大臣 殿
指定試験機関

年 月 日

氏名 印

現住所（郵便番号）	
生 年 月 日	年 月 日
受 験 し た 年	年 月
受験した試験の区分	
合格証書の番号	第 号
再交付を受ける理由	

- 備考
- 1 印の欄は、記載しないこと。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
 - 4 経済産業大臣及び環境大臣が試験事務を行う場合には、左上の余白に収入印紙をはること（消印しないこと。）
 - 5 指定試験機関が試験事務を行う場合には、所定の手続により再交付手数料を納付すること。

財務省、厚生労働省、
農林水産省、環境省、
国土交通省、告示第一号

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則（昭和四十六年農林省、通商産業省、令第三
運輸省、

号）第五条第二号ただし書（第十条第二項において準用する場合を含む。）に基づく基準を次のように定め

、平成十七年四月一日から施行する。なお、昭和四十六年農林省、通商産業省、告示第一号（特定工場にお
運輸省、

ける公害防止組織の整備に関する法律施行規則第五条第二号ただし書（第十条第二項において準用する場合
を含む。）に基づく基準）は、廃止する。

平成十七年三月七日

財務大臣 谷垣 禎一

厚生労働大臣 尾辻 秀久

農林水産大臣 島村 宜伸

経済産業大臣 中川 昭一

国土交通大臣 北側 一雄

環境大臣 小池百合子

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第五条第二号ただし書（第十条第二項において準用する場合を含む。）に基づく基準

第一条 一の特定事業者が設置する複数の工場において、同一人を公害防止管理者（公害防止管理者の代理者を含む。以下同じ。）として選任する場合は、次の基準を満たすこと。

一 同一人を公害防止管理者として選任させようとする工場（以下「兼務工場」という。）が当該公害防止管理者（以下「兼務公害防止管理者」という。）の常時勤務する工場から二時間以内に到達できる場所にあること。

二 兼務工場が同種若しくは類似のものであるか、又は生産工程上密接な関連を有すること。

三 兼務工場に係る公害の防止に関する業務を統括管理する者が同一であるか、又は公害の防止に関する業務に関する規程（以下「業務規程」という。）で兼務工場に係る公害の防止に関する業務の実施体制及び指揮命令系統が定められていること。

四 業務規程で兼務公害防止管理者の業務範囲並びに責任及び権限、異常時又は緊急時の連絡体制及び応急の措置等の対応策その他公害の防止に関する業務の実施に関し必要な事項が定められていること。

五 兼務公害防止管理者の常時勤務する工場から他の兼務工場の公害の発生状況を監視できる通信手段が整備されていること。

六 兼務公害防止管理者の選任に係る兼務工場の数は、五以下であること。

- 第二条 特定事業者及び当該特定事業者の子会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第一項（有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第二十四条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の子会社及び商法第二百十一条ノ二第三項（有限会社法第二十四条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により子会社となる会社をいう。以下この条において同じ。）において同じ。）が設置する複数の工場において、同一人を公害防止管理者として選任する場合は、次の基準を満たすこと。
- 一 兼務工場が同一敷地内に設置されていること。
 - 二 兼務工場が同種若しくは類似のものであるか、又は生産工程上密接な関連を有すること。

三 次に掲げる事項について、特定事業者と兼務公害防止管理者の所属する会社の契約で具体的かつ体系的に定められていること。

イ 公害の防止に関する業務に関する特定事業者と兼務公害防止管理者の所属する会社との相互の義務及び責任並びに連携体制

ロ 兼務公害防止管理者の業務範囲並びに責任及び権限並びに指揮命令系統

四 業務規程で異常時又は緊急時の連絡体制及び応急の措置等の対応策その他公害の防止に関する業務の実施に関し必要な事項が定められていること。

五 兼務公害防止管理者の選任に係る兼務工場の数は、五以下であること。

第三条 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）第三条第一項第一号に掲げる事業協同組合、同項第二号に掲げる事業協同小組合若しくは同項第八号に掲げる商工組合又は水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二条に規定する漁業協同組合若しくは水産加工業協同組合でその地区が都道府県の区域を超えないものがその事業として公害防止管理者の資格を有する者に公害の防止に関する指導を行わせている場合において、当該組合の組合員（常時使用する従業員の数が、五十人

以下のものに限る。）がその者を公害防止管理者として選任する場合は、次の基準を満たすこと。

一 兼務公害防止管理者の選任に係る兼務工場が、やむを得ない場合を除き、同一の市町村（東京都にあつては特別区を含む。以下同じ。）の区域に設置されているものであること。

二 兼務公害防止管理者の選任に係る兼務工場の数は、十以下であること。

第四条 同一の業種に属する中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項第一号に掲げる中小企業者をいう。）が共同で公害防止管理者の資格を有する者に公害の防止に関する業務を行わせる場合において、当該中小企業者（常時使用する従業員の数が、五十人以下のものに限る。）がその者を公害防止管理者として選任する場合は、次の基準を満たすこと。

一 兼務公害防止管理者の選任に係る兼務工場が、やむを得ない場合を除き、同一の市町村の区域に設置されているものであること。

二 中小企業者と兼務公害防止管理者の契約で当該兼務公害防止管理者の業務範囲並びに責任及び権限並びに指揮命令系統が具体的かつ体系的に定められていること。

三 業務規程で異常時又は緊急時の連絡体制及び応急の措置等の対応策その他公害の防止に関する業務の

実施に関し必要な事項が定められていること。

四 兼務公害防止管理者の選任に係る兼務工場の数、十以下であること。